

第4編 大規模災害対策計画編

第1章 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合の、関係機関がとるべき対策について次のとおり定める。

第1節 災害予防

第1 本町周辺の航空状況

本町周辺には、非公共用ヘリポートとして前山下妻ヘリポート(管理者：前山倉庫株式会社)が立地し、農薬散布や訓練用途に利用されている。このほか、町の周辺にはつくば市に公共用ヘリポートが1箇所立地している。また、茨城県の上空は、民間飛行場(茨城・成田・羽田)のほか自衛隊(百里)の航空管制が設置されており、ヘリコプターも合わせると、航空災害に対する対策が必要な地域であるといえる。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡【町】

- 町は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。
- また、町民、民間企業、報道機関等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報の分析整理【町】

- 町は、発災時に県が行う情報分析に協力できるよう体制を整える。

(3) 通信手段の確保【町】

- 非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制【町】

- 町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のための初動対応マニュアルにより、職員の災害時の活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制【町】

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連絡体制が減災への重要な事項となることから、各関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結など平素からの連携強化

に努める。

- また、現在締結している「災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）」、「茨城県広域消防相互応援協定（県内全消防本部）」をもとに、更に具体的かつ実践的な連携体制の強化に努める。

第3 災害応急体制の整備

1 消火、救急、救助活動への備え【町、消防関係機関】

- 災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶等の整備に努める。

2 医療活動への備え

- 災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

第4 緊急輸送活動への備え【町、道路管理者等】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第1「緊急輸送への備え」を準用するほか、次により実施する。

町及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との連携を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え【町】

- 家族等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施【町、防災関係機関】

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡

1 航空事故情報等の収集・連絡

(1) 発見者の対応【発見者】

○航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

(2) 町の対応【町】

○航空機の墜落等大規模な航空事故発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報を県に報告する。

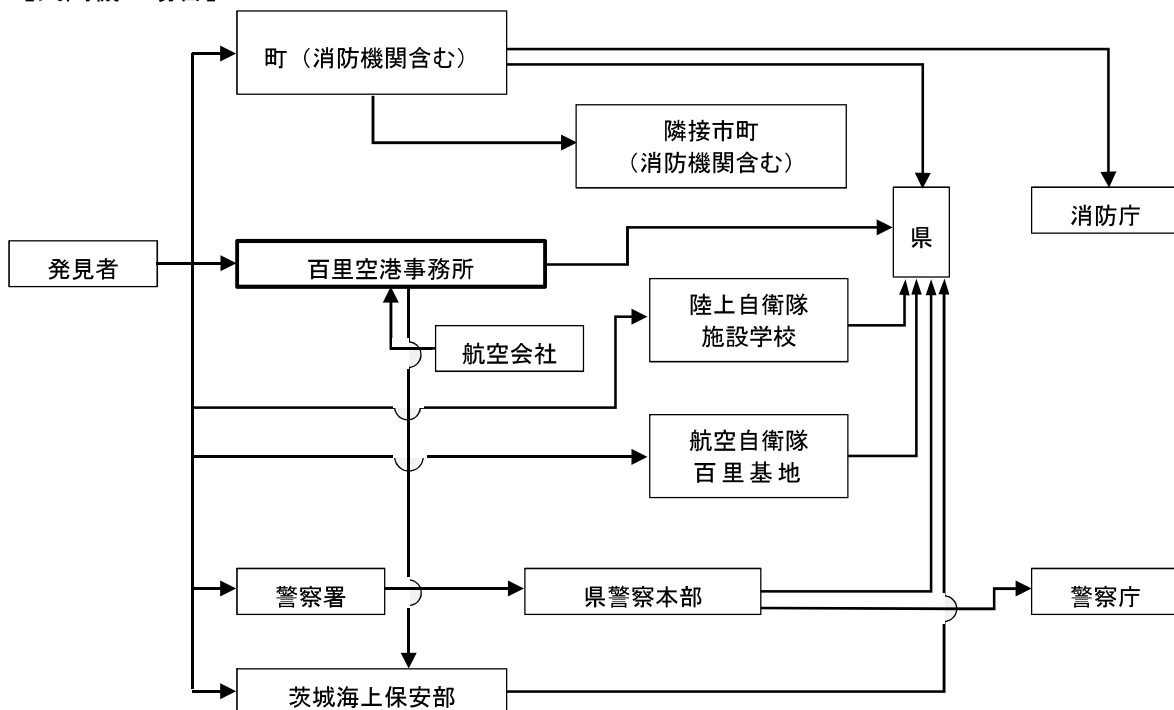
○また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

○併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

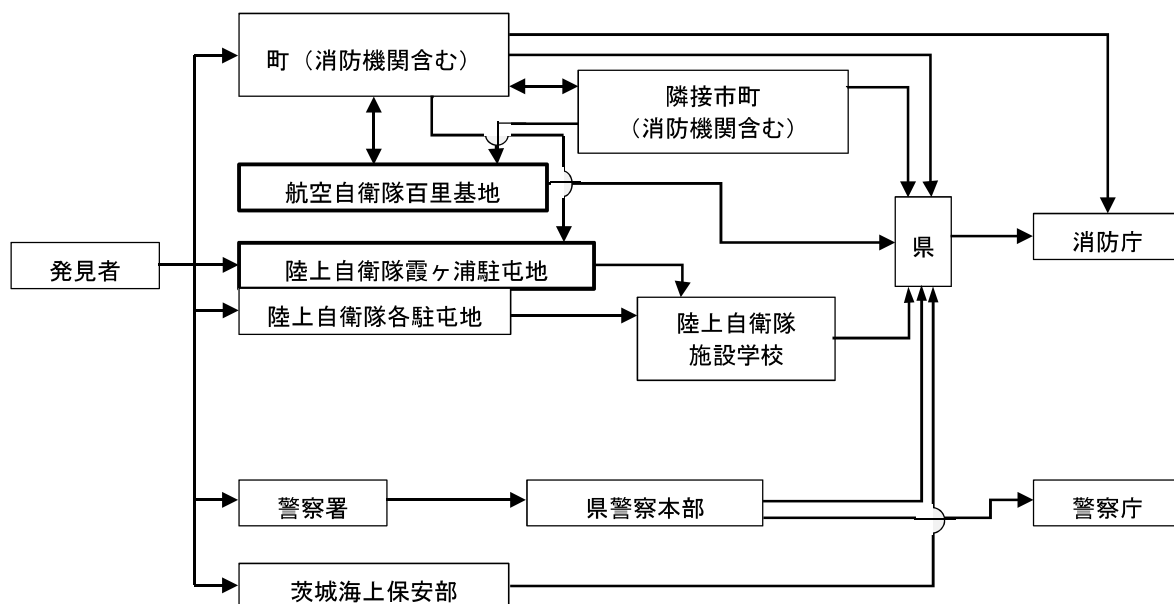
2 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【民間機の場合】



【自衛隊機の場合】



【連絡先】

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室03-5253-7777〕
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672（同左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同左）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211内線234（同内線302）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211内線2410（同内線2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331内線231（同内線215）
茨城県	消防安全課	029-301-2986
	防災・危機管理課	029-301-2885（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110内線5751（総合当直）

（3）応急対策活動情報の連絡【町】

○町は、航空災害発生時には、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県や空港事務所等と相互に緊密な情報交換を行う。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

○職員配備の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により町長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定【町】

①警戒体制

○航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告に基づき、町長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

②非常体制

○総務部長の報告に基づき町長が体制を決定する。

③上記①、②の決定者及び決定者が不在かつ連絡不能な場合の代行者は次のとおりとする。

	決定者	代行者1	代行者2
警戒及び非常体制	町長	副町長	総務部長

(3) 職員の動員【町】

○第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害警戒本部及び災害対策本部等の設置基準等【町】

①災害警戒本部設置基準

- ア 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

②災害警戒本部廃止基準

- ア 航空事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

③災害対策本部設置基準

- ア 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

④災害対策本部廃止基準

- ア 航空事故災害応急対策をおおむね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等【町】

○第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画
第2「組織計画」を準用する。

2 県の活動体制【県】

○航空災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 広域的な応援体制【県、町、隣接市町】

○町内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1「他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

4 自衛隊の災害派遣【県、町、自衛隊】

○町長は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。なお、自衛隊派遣の要請に際しては、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」に準じて要請する。

第3 捜索、救急・救助、医療及び消火活動

1 捜索活動【県、町、防災関係機関】

○発災時の捜索活動に関しては、県は必要に応じてヘリコプターその他を活用して行う。町及び消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施する。

2 救難、救助・救急及び消火活動【町、防災関係機関】

○消防機関は、速やかに火災等の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じ地域住民及び旅客等の生命、身体确保安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。また、町は、必要に応じて、隣接市町に応援を要請する。

3 資機材の調達等

○消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。なお、町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4 医療活動

○発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5「応急医療救護」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等

一刻も早い医療救護活動を行う。

- また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 避難指示・誘導

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1「避難対策」を準用する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【町、下妻警察署】

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、町は、警察に対して緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請し、必要に応じ警備業者等に交通誘導等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

町は、警察と協力して被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動【町、放送事業者、通信社、新聞社】

○航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、各機関における対策の情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等報道機関の協力を得て、適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- (1) 町及び関係機関が実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名、住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問合せに対する対応【町】

○災害発生後、必要に応じ速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 遺族等事故災害関係者への対応【町、町民等】

町は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去」及び第5「行方不明者の搜索及び遺体の処理」を準用する。